

【助成要綱】

《趣旨》

本助成事業は、地域の子どもたちを取り巻く福祉課題がますます多様化している現状をふまえ、大阪市内における子どもの貧困や虐待の防止の活動を推進することを目的として実施するものであり、大阪市内に本社を有する企業からのご寄付を原資として、以下の事業に助成を行います。

【1】子どものための施設、団体等に対する助成

社会福祉法人・団体、特定非営利活動法人等による、施設に入所している子どもたちへのケアや、地域で生活に対する子どもたちへの支援活動や、ヤングケアラーへの支援、子ども支援活動において先駆的、モデル的な活動等を中心に助成を行います。

【2】自立応援給付金助成

大阪市内出身の子ども、大阪市内に所在する児童養護施設、母子生活支援施設等、里親支援機関が支援を行う生徒で大学、短期大学、専門学校、職業訓練校等へ進学を希望する生徒への進学に係る費用を助成します。

また、母子生活支援施設等が支援を行う生徒を対象に、高等学校の卒業後に就職する場合に係る費用を助成します。

○助成事業【1】について

【1】子どものための施設、団体等に対する助成

《事業の対象》

- (1)大阪市内に所在し、または大阪市内の子どもを受け入れている児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、里親会等里親支援を行う団体、ひとり親家庭など困窮している子どもと家族のための支援、ヤングケアラーへの支援や、子ども支援活動において先駆的、モデル的な活動を行う団体を対象とします。
- (2)(1)の施設、団体以外に、大阪市淀川区、西淀川区、東淀川区、北区、福島区内にある、保育所やこども食堂、学習支援団体等で「子どもの貧困や虐待防止」の支援を行う団体(*)で、「本当に支援が必要な子ども達に届く助成先」を対象とします。

(*)「子どもの貧困や虐待防止」のための団体の例示(社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意団体を含みます。)

- ・要援護世帯等の子どもの居場所づくり、こども食堂支援を行う団体
- ・子どもの虐待防止活動を行う団体
- ・生活困窮世帯等の子どもの進学支援、社会的養護施設退所時の進学・生活支援等経済的支援を行う団体
- ・就学援助、奨学金支援、学習支援等を行う団体(貧困、生活困窮を理由とするものに限ります。)
- ・その他、困窮している子どもと家族のための支援を行う団体

《想定される活動内容例》

- <1>虐待を受けた子どもの心のケア
- <2>地域との連携・地域貢献活動
- <3>自立に向けた独自プログラムの作成・実施
- <4>貧困の連鎖防止につながる親の就業支援
- <5>子どもの処遇環境改善

＜6＞子ども食堂に関する事業

＜7＞ヤングケアラーへの支援事業、広報事業

＜8＞その他の独自事業

※上記以外の活動が対象外というわけではありませんが、できるだけ施設・法人団体としての独自性のある活動および子どもへの直接的な支援につながる活動に対して助成したいという意向がありますので、その点にご留意ください。

《対象費目》

- (1) 拠点整備費
- (2) 備品整備費
- (3) 会場費・会議費
- (4) 旅費交通費
- (5) 通信運搬費
- (6) 印刷消耗品費
- (7) 人件費、謝金
- (8) その他、上記の《想定される活動内容例》に沿った費目

※ ただし、以下の費目については対象としません。

- ・団体の活動維持が目的であると判断されるもの
- ・申請団体・施設が常用雇用している職員の人件費
- ・子どもの貧困及び虐待防止等に係る事業に直接関わると判断できないもの

《助成による事業実施期間》

令和8年4月～令和8年12月末までに実施される活動を原則とします。

《助成額》

1施設、1団体あたり100,000円から1,000円単位での申請を受け付け、対象費目が(1)拠点整備費、(2)備品整備費のみで構成される事業についての上限金額は1,500,000円とし、それ以外の事業の上限金額は2,000,000円とします。

事業実施にともない申請額を超えた使用の場合は自己負担となります。

助成率は、事業費総額の100%以内とします。

※複数の施設を運営している法人の場合は、施設相互間での助成要望額の調整は不可とし、1施設で完結する活動への助成とします。

※児童養護施設における分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設、乳児院における分園型小規模グループケアについては、本園と同一会計区分に属する場合はあわせて1施設として扱います。

○助成事業【2】について

【2】自立応援給付金助成

高等学校を卒業した生徒への進学および就職など支援事業

(就職の場合は、母子生活支援施設等が支援を行う生徒のみとします。)

《事業の対象》

対象者は大阪市内の児童養護施設、母子生活支援施設等の社会福祉施設や、大阪市内出身の子どもを受け入れている施設等、里親支援機関から、推薦を受けて選定を行います。

支援歴があれば在籍、退所は問いません。社会福祉施設等に本会が助成を行い、施設等を通じて対象者への助成を行います。

《想定される活動内容例》

入退所時、退所後の進学・就職支度金、生活支援

《対象費目》

- (1) 備品整備費
- (2) 受験料、入学金
- (3) 支度金等

《助成による事業実施期間》

申請書に記入した実施日に即し、事業実施後は直ちに報告を行うこととします。

令和8年度事業の最終提出日を令和9年3月19日(金)必着とします。

《助成額》

生徒1人あたり、上限300,000円とする。下限は10,000円からとし、1,000円単位での申請とします。

対象人数の上限を設けず、1施設、団体ごとに総額で申請を受け付けます。申込み多数の場合は希望額に添えない場合もございます。

財源の併用として、【1】子どものための施設、団体等に対する助成の助成枠と併用しても差し支えはないこととします。事業実施にともない申請額を超えた使用の場合は自己負担となります。

助成率は、事業費総額の100%以内とします。

※複数の施設を運営している法人の場合は、施設相互間での助成要望額の調整は不可とし、1施設で完結する活動への助成とします。

※児童養護施設における分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設、乳児院における分園型小規模グループケアについては、本園と同一会計区分に属する場合はあわせて1施設として扱います。

○助成申請受付期間

令和8年9月11日(金)から10月9日(金)までとします。

- ・「令和8年度 地域の子どもの福祉のための助成申請書」(様式1—1)、(様式1—2)並びに添付書類を本会に提出してください。

※押印は不要とします。申請書は、WordまたはExcelで作成していただき、データで提出(送信)してください。

ただし、添付書類は、郵送してください。

◎添付書類(郵送により提出してください。)

- ・定款または団体の会則

- ・「令和8年度 地域の子どもの福祉のための助成申請事業の収支見込み」(様式2—1)、(様式2—2)

(上記、《対象費目》のうち、(1)拠点整備費・(2)備品整備費が含まれる場合は見積書・カタログ等(申請段階では一業者の見積りで可、インターネットの販売サイトの画面の印刷でも可)を提出してください。)

※対象費目単位に、積算根拠を明示して記載してください。

○助成の決定について

令和8年11月初旬に文書で通知します。

○助成事業の報告及び助成金の送金について

・指定の様式により、法人名、施設名、活動名称、活動の目的、活動の対象者と対象人数、助成金の使途内訳、具体的な活動内容を、事業の決算報告と活動写真を添えて、本会に提出してください。本会で確認のうえ、助成金を指定の口座に送金します。

【1】子どものための施設、団体等に対する助成 事業終了後1カ月以内
最終 令和9年1月22日(金)まで

【2】自立応援給付金助成 事業終了後1カ月以内
最終 令和9年3月19日(金)まで

・なお、本会に提出された報告は、中央共同募金会を通じて、寄付者に報告されます。

できるだけ、子どもたちからのありがとうメッセージ(寄せ書き)や写真、活動レポートなど視覚的に活動内容がわかるような資料を提出してください。(プライバシー保護には十分ご注意ください。)

※様式については、後日メールで送付します。

※共同募金会またはご寄付先企業へのお礼状の提出をお願いする可能性があります。その場合も別途お知らせします。

<問合わせ先・書類提出先>

社会福祉法人大阪府共同募金会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54

大阪社会福祉指導センター2F

TEL 06-6762-8717 FAX 06-6762-8718

E-mail ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp

受付は、祝・祭日を除く月～金曜日の9:00～17:30